

◇この議事速報（未定稿）は、審議の参考に供するた
めの未定稿版で、一般への公開用ではありません。
◇後刻速記録を調査して処置することとされた発
言、理事会で協議することとされた発言等は、原
発言のまま掲載しています。
◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますの
で、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と
受け取られることのないようお願いいたします。

○塚田委員長 次に、階猛君。

○階委員 立憲民主党の階猛です。

今日も我が会派の最後のバッターですので、こ
までの質問も振り返りながら質問させていただ
きたいと思います。

私の直前の米山議員の問題意識は、今回のNI
SAの改正は金持ち優遇ではないか、そして、再
分配に、あるいは格差是正につながらないので
ないか、こんな問題意識だったと思います。私も
それに沿った質問を用意してまいりました。

最後の方に米山さんがおっしゃったとおり、N
ISAを拡充するのであれば、やはり、高所得者
には応分の負担を求め、これが筋だと思ってい
ます。

今日お配りしている資料の最後のページ、我が
民主党時代の税制改正大綱、抜粋したものをつけ
させていただいております。

我々の政権のときにNISAを導入したときは、
それとセットで、上場株式等に係る税率を、当時
一〇%の軽減税率でしたけれども、これを二〇%

の本則税率に引き上げる、これとセットにしたわ
けですね。単純に税の負担を軽くするということ
だけをやったわけではないということです。

これによって、たくさんもった人には応分
の負担が当然生じて、所得再分配機能を回復でき
るということが我々の哲学だったわけです。

しかし、今回は、三十億以上、二、三百人とい
うほんの一握りの方は少し負担が増えるけれども、
大勢に影響はないということなわけです。

このNISA制度について、我々とは哲学が違
うということと、今回は資産所得倍増プランとい
うものと結びつけている、これもちよっと理解し
難いわけです。

というのも、資料の一ページ目を見てください。
総理の施政方針演説から抜粋したものが上段に書
いております。ちよっと分かりづらいので、かみ
砕いた部分が、資産所得倍増プランという政府の
決定文から抜き出したもの、これが下段に書いて
おります。

要は、NISA拡充と恒久化をすることによっ
て、五年間でNISAの口座数、買い付け額、こ
れらを倍増する。その後、家計による投資額を倍
増する。そして、長期的には資産運用収入の倍増
という流れになっておるわけで、これで資産所得
倍増が達成されるかのように読めるわけですけれ
ども、そもそも、NISAの買い付け額が倍増し
たからといって、その十倍近い規模の家計投資額
が倍増するとは限らないわけです。まして、資産
運用収入、長期的に倍増と言っていますけれども、
長期的にというのがどれぐらいの期間を指すのか

不明ですし、倍増するかどうか、これは市場環境
次第です。

NISAを拡充、恒久化することが資産所得倍
増につながるというのは、いわば風が吹けばおけ
屋がもうかるといった類いの議論だと思っていま
す。中間層の資産形成を支援するというのがNI
SA制度の本来の目的だったと思いますので、こ
の本来の目的に立ち返るべきではないかと思うの
ですが、財務大臣の見解をお願いします。

○鈴木国務大臣 資産所得倍増プラン、それとN
ISA拡充との関係ということだと伺いましたけ
れども、資産所得倍増プランは、我が国の家計に
眠る現預金を投資につなげることで、我が国企業
の成長投資の原資となり、持続的な企業価値向上
の恩恵が金融資産所得の拡大という形で家計にも
及ぶという、成長と資産所得の好循環を実現する
ために策定したものであります。

NISAの抜本的拡充、恒久化は、資産所得倍
増プランの中で資産所得倍増に向けた七本柱の一
つに位置づけられているものでありまして、中間
層を中心とした幅広い層が、若年期から高齢期に
至るまで、長期、積立て、分散投資による資産形
成を行うための環境を整える上で中心的な役割を
担うものである、そのように考えているところで
あります。

○階委員 資産所得倍増というのがいかにいいか
げんなものかということとは後で言いますけれども、
その前に、今回のNISAの改正で長期保有の投
資家が育つのだろうかという疑問を持っています。
今回の政府の資産所得倍増プランの中で、NI

S Aの非課税保有期間を無制限にする、その理由が書いています。それによると、現行制度では、非課税期間に期限があると、短期的に損益を確定してしまい、長期で保有を継続するインセンティブが生じにくいので、それを強化するために非課税保有期間を無制限にするんだということが書かれております。

ところで、今回改正で、つみたてNISAの年間投資枠は二倍、一般NISAの年間投資枠は三倍に拡大した上で、両者合わせた非課税限度枠の総枠は約二・三倍から三倍に拡大されるということです。

それに加えて、何と、一回使った枠、そこで買付けたものを売った後、枠が空きますということとで再利用が可能になっているということです。

この枠の再利用が可能ということであれば、利益が出た銘柄を早期に売却して、非課税の恩恵を受けながら再投資を行うという短期売買のインセンティブが生じると思います。さっき言った法改正の趣旨、すなわち、長期で保有を継続するインセンティブを強化するという部分と根本的に矛盾していると思えますが、どうでしょうか。

○鈴木国務大臣 今般のNISAの見直しでは、制度の恒久化、それから非課税保有期間の無期限化を行うこととしておりまして、それによってNISA制度の予見性が高まるとともに、複利効果によって長期間の投資を有利に行うことができるようになると思います。そのため、これまで以上に、中間層を中心とした幅広い層が、若年期から高齢期に至るまで、長期、積立て、分散投資によ

る資産形成を行いやすくなるものと考えております。

長期投資を促す上で、全体の非課税保有限度額につきましては、将来を見通しにくい若年期等の世代において、一度投資を行うと二度と非課税枠の再利用ができないことによる投資控えや消費控えを防ぎ、ライフスタイルに応じて柔軟に積立てと取崩しができる、中間層にとって使い勝手のよい制度とするとの観点から、非課税枠を再利用できることとする必要があると考えております。

ただし、階先生御指摘のように、短期売買にNISA制度が利用されること、これは好ましくないことでありまして、こうした措置に併せまして、年間投資枠を設けて、枠が復活しない投資上限を設けることにより、短期売買を繰り返すデイトレーダーの利用を抑制するほか、金融機関による回転売買の勧誘を規制するため、監督指針を改正してモニタリングを強化し、また、ライフプランに応じた安定的な資産形成の重要性について、家計の理解を深めるための金融経済教育を推進するといった対応も講じることとしていっているところであります。

これらを通じまして、若年層、中間層を始めとする幅広い層が長期にわたって安心して投機に取り組むことができる環境を整備していきたいと考えております。

○階委員 回転売買が可能となる制度をつくってにおいて、それをなるべくさせないようにしますというの、マッチポンプじゃないですか。そもそも、短期売買なんか、このNISAを使って、非

課税でやらせること自体がおかしいわけですよ。

いいですか。大臣、NISA、先ほど私申し上げました、中間層の資産形成を後押しするのが本来の目的であり、そのNISAというものが、正式な名称が何であるかということは、大臣、御存じでしょうか。

○鈴木国務大臣 済みません、存じ上げません。

○階委員 これは五ページの私の資料にも出ていますが、非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置というわけですよ。少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置ということですから、回転売買でたくさん投資をする、そしてたくさんもつけさせるために、これは予定していないわけですよ。

若年層の人も、今回、枠が広がって、千八百万まで達すれば、これは十分資産形成はできただろうということ、その後は、本則に戻って、ちゃんと税は納めてもらう、これでいいじゃないですか。それが少額の意味ですよ。何で多額の非課税を認めるんですか。おかしいじゃないですか。制度趣旨からして、根本的に間違っていると思えますよ、枠の復活を認めることは。見直していただけませんか。

○鈴木国務大臣 そうした再利用できる枠を認めない場合に、これは先ほど申し上げましたけれども、若年期の世代において、一度投資を行うと二度と非課税枠の再利用ができない、それによって投資控えや消費控えを防ぐという一つの目的、それから、ライフサイクルに応じて柔軟に積立て

と取崩しができる、中間層にとつて使い勝手のよい制度とするという観点から、再利用できることとする必要があると考えたところであります。

しかし、先ほどもお話しいたしましたとおり、こうした短期売買は趣旨に反するものでございまして、それを抑制するために、年間投資枠を設けて、枠が復活しない投資上限を設けるといったことや、あるいは、金融機関が回転売買を勧誘して手数料をもうけよう、そういうようなことを規制するための監督指針の改正をする、そして金融経済教育を推進するといった、そういう補完的な対応も取って、こうした心配に対して一定の対応をしていきたいと思っております。

○階委員 確認したいんですが、年間投資枠は復活しないということをおっしゃったと思うんですが、一般とつみたて合計で三百六十万、マックス投資できるわけですよ。三百六十万、一回、年の初めに投資しました、もうかつたので途中で売却しましたという、年の途中で仮に残高ゼロになったら、もうその年は三百六十万は使えないということでもいいわけですか。それともう一点、仮にそうだととしても、三百六十万、五年間やれば千八百万で、全体の上限に達しますよね。五年目のところで三百六十万売れば、次の年はまた三百六十万できるということでもいいですか。お答えください。

○鈴木国務大臣 初めの例と二番目の例、これも両方ともできるということでありませぬ。（階委員「できるの」と呼ぶ）できる。（階委員「一番目は」と呼ぶ）

ごめんなさい。一番目はできない、二番目はできるということですよ。

○階委員 二番目のできるということになってしまつと、千八百万という上限が事実上空文化するわけですよ。永久に、一生涯、三百六十万の範囲で毎年毎年、非課税の投資ができるわけですよ。いいですか。少額投資の非課税制度だということの名前として冠にしている以上、それとは根本的に矛盾すると思いませんか。

枠の復活はおかしくないですか。大臣、常識的に考えてください。三百六十万、三十年やると幾らになりますか。一億を超えますよ。若いときからずっとやっていって、仮にそれぐらい積み立てていけば、一億を超えますよ。それで本当にいいんですか。お答えください。

○鈴木国務大臣 繰り返しやるとそういう額に達するという御指摘でございますが、私どもの狙いは、先ほど申し上げましたけれども、全体の非課税保有限度額につきましては、将来を見通しにくい若年期等の世代において、一度投資を行うと二度と非課税枠の再利用ができないことによる投資控えや消費控えを防ぎたい、それから、ライフスタイルに応じて柔軟な積立てと取崩しができる、中間層にとつて使い勝手のよい制度としたいという観点から、非課税枠を再利用できることとする、こういう制度を考えたということでございます。

額において一億円を超えるようなものになるのが適当かどうかということについては、それはまたいろいろな、また別の受け止めもあるのではなにかと思ひます。少額という名称とふさわしいか

ということになると、確かに、そこは、一億を超えれば、名称との整合というものはどうかかなという気もしないではありません。

○階委員 大臣、正直に最後おっしゃられました、私、今、名前を変えるべきだということをし上げようと思つていたんですよ。もう少額投資なんて言えないですよ。今までのNISAとは似て非なるものになりますよ。それで本当にいいのかということ強く申し上げたいと思います。

それと、そもそも、新しい資本主義というのは、こんな巨額の投資を非課税であることを認める、それが新しい資本主義だったんでしょか。そもそも、格差を是正するために、岸田政権は新しい資本主義を掲げて、成長と分配の好循環を起こして所得倍増を実現するはずだったのに、今やろうとしているのは、貯蓄から投資へで、成長と資産所得の好循環を起こし資産所得を増やすという考え方で、まさに先ほど米山さんが言ったとおり、むき出しの資本主義、金融資本主義ではないですか。これがなぜ新しい資本主義と言えるのか、全く理解できません。

大臣、御所見をお願いします。

○鈴木国務大臣 そもそも、資産所得倍増プランであります、我が国の家計に眠っている二千兆円の金融資産、とりわけその半分が預貯金であるというものを、これをそのまま、現金のまま眠らせておくのではなくて、これを投資に回していく、それによつていい循環をつくつていこうと。つまりは、我が国の企業の成長投資の原資となつて、持続的な企業価値の向上の恩恵が金融資産所得の

拡大という形で家計に及ぶ、こうした成長と資産所得の好循環、これを実現しようというのがそもそもその考えの基本である、こう思っているわけでありまして、広い意味で新しい資本主義ということにも合致するのではないかと思っております。

○階委員 好循環というのはサイクルなわけですよ。仮に資産所得が増えたとしても、それは消費に行かないでまた投資に回って、それが成長につながるって資産所得につながるというサイクルは、これは分配にもならないし、格差の是正にもならないし、消費を伸ばすことにもならないと思いませんよ。これは新しい資本主義とは全く真逆のことをやろうとしているということ指摘したいと思っております。

それから、先ほど米山さんの方からも指摘がありました、資産所得倍増と言っているんだけれども、倍増となるベースは何なのかということですが、金額も定かではないんですが、せめて、資産所得倍増と言っているこの資産所得、この定義をはっきりさせてもらえませんか。何をもって資産所得と言っているのか、教えてください。

○鈴木国務大臣 資産所得倍増プランの目標には資産運用収入そのものの倍増というものを掲げておりますが、これはあくまで長期的な目標として、資産運用による収入を大きく増加させるという方向性を示したものでありまして、現時点で具体的に数値目標を念頭に置いているものではありませんんというところでございます。

○階委員 資産運用収入というのは、フローの収入だけを指すのか、あるいはストック、売却益も

含めて言っているのか、あるいは、時価評価が上がった、含み益も含めて言っているのか、この辺りははっきりさせてもらえませんか。

○鈴木国務大臣 一般論で言いますと、資産運用によって得られる収入としては、株式、債券などの利子、配当金、そのほか、株式、債券などを売却したときに実現する売却益が想定されるものと認識をいたしております。

○階委員 利子、配当金、売却益、これは金融庁の方で多分資料を持っていると思いますよ、年間どれぐらいになるか。それをちよつと、後で提出してください。大臣、よろしいですか。

○鈴木国務大臣 ちよつと答えさせていたただきたいと思いますが、先ほど申し上げました株式、債券などの利子、配当金、それから売却益につきましては、我が国全体におけるこうした収入についてはデータがなくて、直接に把握することができません。

ですが、例えば、二〇一九年全国家計構造調査等を基に推計をいたしますと、全世帯が取得した利子、配当金の合計は一兆六千三百八十七億円となります。また、資金循環統計に基づき、保有金融資産の価格変化分をキャピタルゲイン、ロスと仮定した場合、二〇〇〇年から二〇二一年までの年平均で、十一兆六千四百三十一億円のキャピタルゲインを得ていることとなります。

○階委員 ようやく数字が出てきたので、売却益が十一兆で、利子、配当金が一・六兆だと、十二、三兆というイメージかなと思います。これを倍増していくということなんですが、そもそも、その

前段階で、家計による投資額の倍増ということも言われていますよね。この家計による投資額は既に数字が政府の文書の中にも出ていて、二百四十四兆円という数字になっていたかと思えます。これを倍増することになると、五百兆ぐらいというイメージかと思えます。

私が気になるのは、資料の二ページ目を御覧になつてください。今、預金が一千兆余りだとして、ここから、倍増するためには、二百四十四兆を五百兆にするには、二百五十兆ぐらい現預金から投資の方に移るわけですよ。現預金というのは金融機関にお金が行くわけですけども、このお金の大宗が国債に回っているんじゃないですか。つまり、国債の安定的な消化財源として国民の現預金はあるわけですよ。ここが四分の一ぐらい外れてしまうということで、財政的に大丈夫なんではないか。お答えください。

○鈴木国務大臣 階先生御指摘のように、貯蓄から投資によりまして金融機関への預貯金が減少する可能性、これはあると思います。しかし、現状、金融機関には日本銀行の当座預金として極めて潤沢な資金があるため、預貯金が減少しても国債購入の資金源に直ちに影響はないと考えております。一方で、安全資産であります国債は、金融機関にとつてリスク管理上引き続き極めて重要な運用対象であり、金融機関等がデリバティブ取引や資金調達を行う上でも、国債は不可欠な担保資産にもなっております。

さらに、家計が海外資産を購入するためには円貨から外貨への交換が必要ですが、当該交換によ

って円貨を取得した金融機関等による国債需要も考えられると思います。

このため、直ちに国債の安定消化に支障を来すものではないと考えております。

○階委員 ちよつと後半の方、よく分からなかったの、後で議事録を精査したいと思えます。

千百兆円近く現預金が家計の金融資産の中にある。これを貯蓄から投資へで移動させたいということのわけですけども、そもそも、なぜこれだけ家計の金融資産の中で預貯金の割合が高いのか、大臣の率直なところをお聞かせください。

○鈴木国務大臣 御指摘のとおり、我が国の家計金融資産はその過半が現預金でありまして、米国等と比較して、株式や投資信託などのリスク性資産の保有割合は低くなっております。

その理由は何でかということですが、市場、経済情勢の影響とか、それから家計のリスク回避的傾向が強いことなど、背景には様々な要因が考えられると思ひまして、一概に申し上げますことは困難である、そういうふうに考えますが、リスク性資産の保有に積極的と見られているアメリカでも、かつては家計の株式や投資信託の保有率は日本と同程度にとどまっていたところでありまして、米国においては、家計の資産形成を支援する様々な政策的対応を通じて現在のような姿を実現したものと考えているところでございます。

○階委員 なぜ預貯金の割合がこれだけ高いかということ、ちゃんと原因を把握しないと、幾らそこから二百五十兆円移動しようと思っても、笛吹けど踊らずになると思ひますよ。

私は、預貯金の割合が高い理由は主に三つあると思ひていまして、一つは、やはりバブルの崩壊のときに大変な打撃を受けた家計が多いということだと思ひます。私も、当時銀行に勤めておりまして、破綻しました。持ち株会で投資していたものがパアになったという方がたくさんいらっしゃいます。それとか、こういう、先が分からない、見えない時代で、いざというときに備えておこうということ、流動性の高い現預金にお金を置いておこうということが二つ目。あと、三つ目は、家計に余裕がない、長期的に運用する余裕がないということ、目先の運用、一時的な運用にとどまるということが、家計の金融資産に占める預貯金の割合が高い理由だと私は考えています。

それで、一点目については、要はバブルの記憶がまだ払拭されていないということなんです、客観的事実を見ると、さすがに、今、投資環境はその当時と比べると随分よくなってきています。つみたてNISAの場合はちゃんと銘柄が指定されていて、それがどれぐらいのパフォーマンスを上げていくのかということ、私、昨日、金融庁の方に聞きました。調べていないということ、驚きましたけれども、じゃ、簡単に調べられるはずだからということ、調べてもらえました。

そうすると、過去一年間で、つみたてNISAの銘柄、全部で対象が二百本、二百十二本ぐらいの母集団の中で、価格が上昇した銘柄が百七十五本だそうですね。下がったのが三十七本。平均すると二・三七％上昇しているということですから、今日つけさせていただいていますけれども、三ペ

ージ目には一年物の定期預金の金利を出していただけます。預金金利は、御案内のとおり、〇・〇一％ですよ。はるかにこれを上回っている。

我々、どうしても過去の苦い記憶というのは消されないんだけれども、こういう情報発信、こういうのを積極的にやれば、だんだん家計の、今、現預金、預貯金に閉じこもっているお金が動き出すのではないかとおもうに思ひます。

そこは是非、大臣として、今まで余りやっていたようなので、やるべきだと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○鈴木国務大臣 様々なこうしたデータをしっかりと分かりやすく出すことによって、やはり国民の皆さんの、今の預貯金のままでいいの、投資に回した方がいいのじゃないか、そういうようなことにもつながるんだと思ひます。

金融教育という面からはちよつと外れるかもしれませんが、補足的なものとして活用を考えたらいいのではないかと思ひました。

○階委員 それと、日本の運用リターンが低いというのが、二ページ目の下段の方に資料、これは金融庁の資料をつけさせていただいております。これは、過去二十年ぐらいの間、米国は、元本が二・六倍に対して、運用リターンで三・四倍に総額が増えました。イギリスは、元本が一・六倍増えたのに対して、総額は二・三倍になりました。日本は、元本は一・二倍増えたけれども、一・四倍しか増えていませんということなんです。

これは、あたかも日本が、日本のマーケットは運用するのによくはないという環境だったとい

うふうに見えるんですけども、最大の理由は、やはり日銀の金融政策だと思いますよ。

さつき見ていただいた三ページ目なんですけれども、定期預金金利〇・〇一％、その前の十年、更にその前の十年、遡ればバブル期から、物すごい低下していますよね。長期国債の金利も、うんと下がっているわけです。これでもうけるという方が無理なわけで、逆に言うと、日銀の異常な超低金利がここにも弊害を及ぼしているということには、大臣、お認めになりますか。

○鈴木国務大臣 御指摘がございました日本の家計金融資産の伸びであります。御指摘のようにアメリカやイギリスと比較して低い水準にとどまっておりますけれども、その理由につきましては、各国の市場、経済情勢の違いや、家計のリスク回避傾向の差を背景とした現預金、株式、投信などの保有資産の割合の違いなど、様々な要因が考えられると思います。

また、金融政策は、日本銀行によって、物価安定目標の持続的、安定的な実現のために行われているものと承知をしておりますけれども、黒田総裁も、低金利環境の長期化が、利子所得の下押しなどを通じて家計部門に影響を及ぼしている、マインスの影響を及ぼしていると認識をされている一方で、金利水準の低下が、経済活動を刺激して雇用・所得環境の改善、資産価値の上昇などを通じて家計部門にプラスの影響を及ぼしている、そうしたことも指摘をされておられるところであります。家計金融資産の運用リターンが低いことと金融政策の関係について、一概に申し上げるこ

とは困難ではないかと思っております。

○階委員 だんだん家計も、この異次元の金融緩和で、国内の預貯金では全く収益は見込めないというところは認識してきたようできて、四ページ目を見ていただきたいんですが、これはみずほ銀行の唐鎌大輔さんという方の作られた資料なんですけれども、今、貯蓄から投資ではなくて、円から外貨というのが進んでいるんだそうです。これが、円安リスクでまた物価高につながるという懸念もあるんじゃないかという御指摘でした。

下の方、左側を見ていただきますと、投資信託の株式売買ということで、国内株式と外国株式を比較すると、一二年三月以降、ほぼアベノミクスの期間と重なりますけれども、実は、国内株式よりも、投資信託は外国株式をたくさん買っていたということでありまして。まさに、円から外貨という流れが進んでくる。

これは、家計にとつては合理的な行動ではあるんですけども、昨年末、大臣ともさんざん議論した円安、物価高、これを促進する要因にもなるわけですね。ここをどうやって、貯蓄から投資へという流れを進めながら、円から外貨、これを防いでいくか、これはなかなか厳しいと思いますよ。なぜならば、さっきのつみたてNISAの銘柄のパフォーマンス、これも調べてもらったんですが、先ほど申し上げたとおり、全体では二・三七％の平均パフォーマンスなんですけれども、外貨のもの、海外物でいうと、為替ヘッジをしないものについては更に倍ぐらいのパフォーマンスなんです。四・四三とか、そんな数値になっています。

ですから、これはうまくやらないと、貯蓄から投資へが円貨から外貨へということになって、円安を加速化する要因になりかねない、こういう問題意識があるんですけれども、大臣、この辺はどのように対応されますか。

○鈴木国務大臣 資産形成に当たりましては、長期、積立て、それから分散投資ということが重要であると言っておるわけでありまして、こうした貯蓄から投資へのシフトに伴いまして、その一部が外国の資産への投資に向かうこと、これはあるんだ、そういうふうに思います。

一方で、新しい資本主義の下、成長も分配もを実現していくためには、家計の資金が日本企業の成長投資の原資となつて、持続的な企業価値向上の恩恵が金融資産所得の拡大という形で家計にも及ぶという、成長と資産所得の好循環を生み出していくことが重要と思っております。

そうした観点から、家計による投資の対象として魅力ある日本の金融資本市場を構築していくこと、これは大切なことであると思っております。そして、それは同時に、海外投資家の資金を日本に呼び込むことにもつながるものと考えます。

このように、投資資金は内外の双方方向に流れることが考えられ、また、為替相場は様々な要因を背景に市場において決まるものでありますことから、資産所得倍増に向けた取組がこうしたいわゆるキャピタルフライトでありますとか円安を招くということは一概には言えないと思っております。このことについては十分に注意をする、留意をする必要があると思っております。

○階委員 ちよつと話題を変えまして、五ページ目になります。

今回、先ほど米山さんもおっしゃっていたとおり、三十億円を超える所得の方については総合課税を導入したわけです。五ページ目の下線部分の二つ目のところですね、本来、全ての所得を合算して課税する総合課税が理想ではありませんということをお私たちの政権のときには税制改正大綱の中で述べていたわけです。

先ほど米山さんも言っていました、この理想に一步近づいたという理解でいいのか。そして、これからこの総合課税という流れを更に進めていくおつもりがあるのか。もしそうであれば、我々は今回、NISA制度はちよつと本来の趣旨から外れていると思いますけれども、総合課税が進んでいくのであれば、その過渡的な一つの方策かなと思つて、容認できないわけではないと思つております。

この総合課税、今回導入した理由と、今後どうしていくのか、お答えください。

○鈴木国務大臣 いわゆる一億円の壁と呼ばれる問題につきましては、税負担の公平性を確保するという観点、それから市場への影響も踏まえる、そういう総合的な検討を行うこととされてきたところでもあります。

こうした中で、かなりの高所得者層の所得税の負担率の低下が著しいことなど、現下の状況等を踏まえ、このような所得税の負担構造の問題について早期に是正する観点から、与党税制調査会において幅広い観点から御議論をいただいた上で、

今般、極めて高い水準の所得について、所得税法の本来であります総合課税の考え方、すなわち、税率の累進構造などにより所得再分配を図ることが重要であるといった総合課税の考え方を踏まえつつ、最低限の負担を追加的に求める措置を導入することとしたわけです。

そして、今後のことではありますが、令和七年度以降の状況というものをしっかりと見て、適切な対応をしなければならぬと思っております。

○階委員 是非、総合課税を更に進めていただきたい、格差是正、所得の再分配、中間層の復活のために、大臣にも御尽力いただきたいというのを申し上げ、私からの質問を終わります。ありがとうございます。